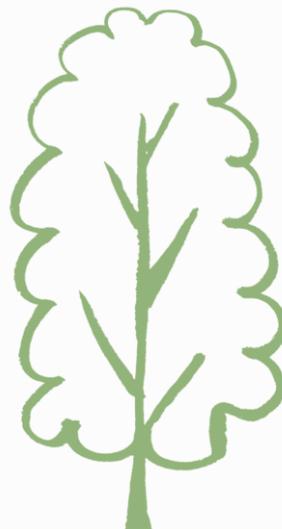
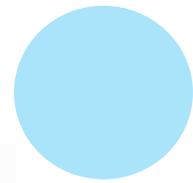
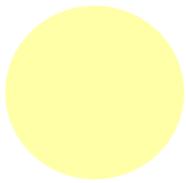


令和6年度

世田谷区第二次男女共同参画プラン

後期計画 取組み状況報告書



令和7年8月
世田谷区

目次

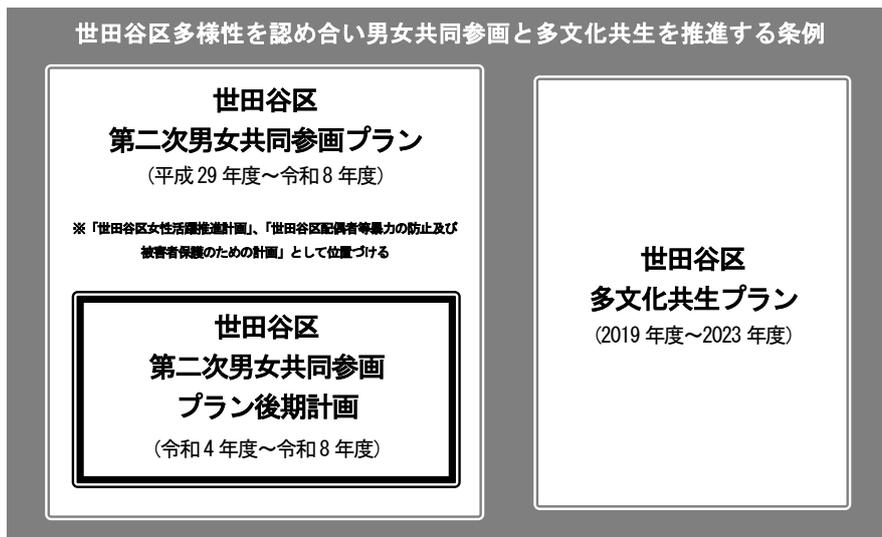
本書について	1
計画の体系	3
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進	5
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	7
基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築	10
基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築	13
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策	16
男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見	18

本書について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものであり、平成 29 年 3 月に策定した、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成 29 年度～令和 8 年度）を調整する計画です。

また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（以下、「条例」という）第 9 条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



プランの体系

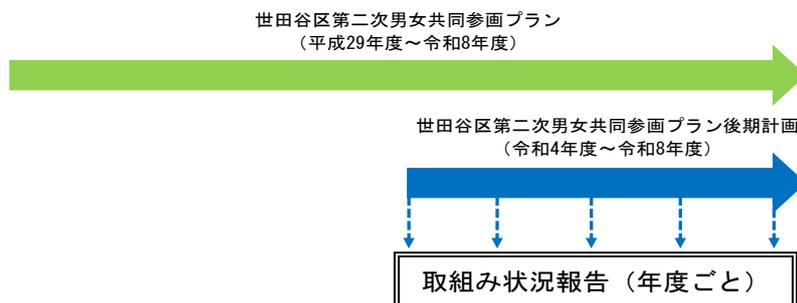
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに 3つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は「計画の体系」(p. 3～4)をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴取した上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



本書の見かた

本書では、基本目標の数値目標や課題について、令和6年度の取組み内容と評価を掲載しています。
なお、各事業の詳細な取組み状況は、別冊にまとめています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。

このうち「直近の実績」欄では、可能な限り、直近の実績数値を反映しています。

また、参考数値として、国の調査・報告から関連する数値を引用しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の直近の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

【基本目標における課題と令和6年度の実施内容】

基本目標ごとに挙げられている課題について、令和6年度に実施した取組み内容を掲載しています。

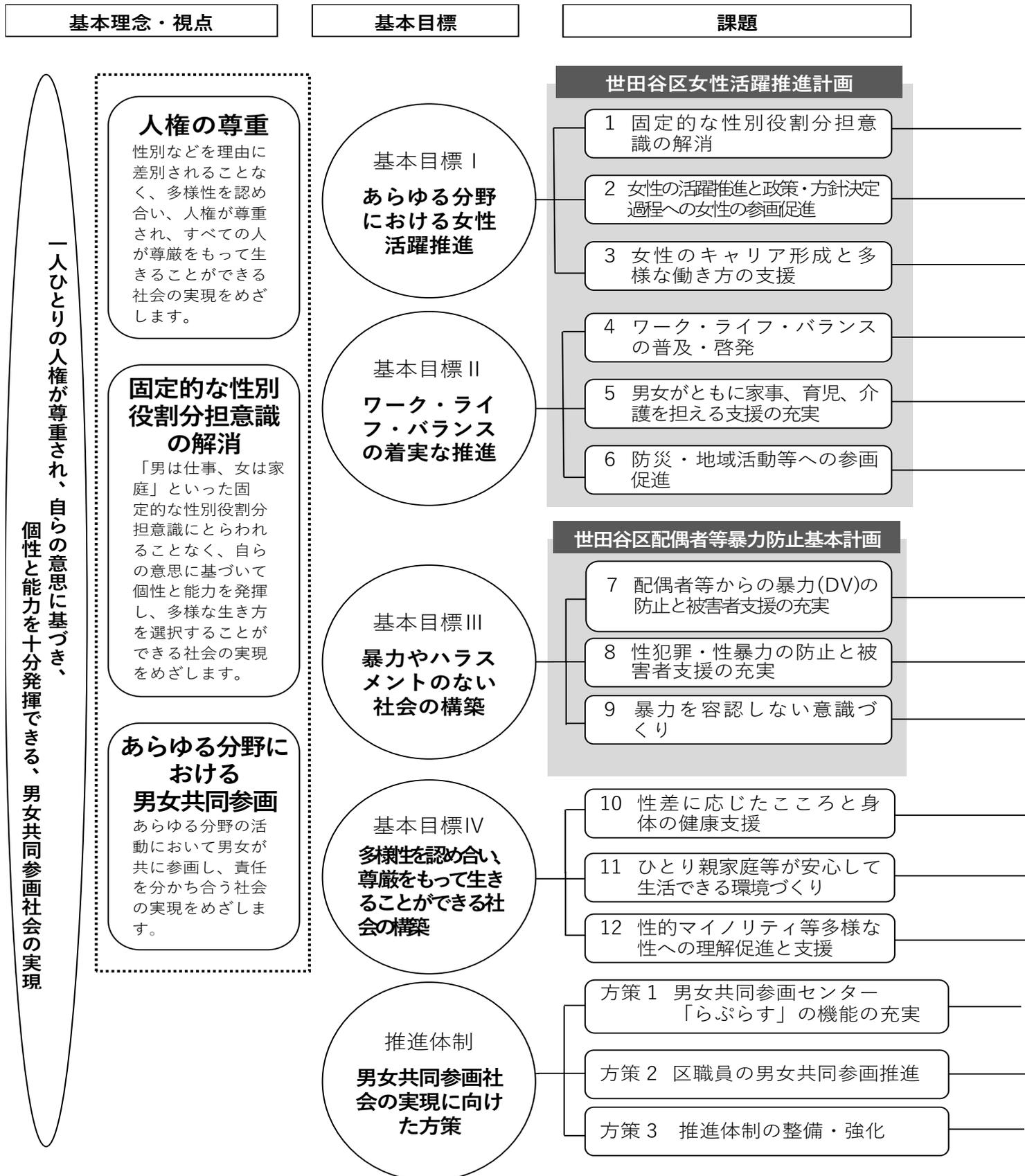
【実施内容の評価と今後の取組み】

令和6年度に実施した取組み内容について、評価と今後の取組みを掲載しています。

【参考：令和5年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

「令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」について、附属機関である男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画推進部会からいただいた意見

計画の体系



施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上
③事業者への支援

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進
③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援
③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進
⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援
④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援 ③地域活動における女性リーダーの育成支援
④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援（生活再建の支援）
⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化

①性犯罪・性暴力被害者への区の支援 ②国や東京都の施策との連携

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援
④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援
③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備
⑤区職員・教育分野等における理解促進 ⑥多様な形の家族の支援

①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化
④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用
③区職員の仕事と生活の両立支援

①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備
②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取り組みです。

このような社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

後期計画では、新たに、コロナ禍等で困難を抱えていることが明らかになった非正規雇用の女性や若年女性に対する支援にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和6年度 4月1日現在 34.5%	令和7年度 4月1日現在 35.5%	40%以上
2	庁内の管理・監督的立場の女性の占める割合 ※部長・課長級及び係長級 (管理職：部長・課長級のみ)	平成28年度 34.2%	令和6年度 4月1日現在 38.9% (管理職:21.9%)	令和7年度 4月1日現在 39.5% (管理職:25.0%)	40%以上 (管理職:33%) ※令和11年度まで
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	令和5年度 85.4%	令和6年度 87.0%	85%

出典 No.1 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.2 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.3 プラン策定時、直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

【副次的な目標数値】

出典 前回と直近の実績：厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に掲載されている区内事業所の件数

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
A	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数	—	令和6年度 7月10日現在 105件	令和7年度 7月20日現在 123件	150件

(参考数値)

No.1 関連

- 国の審議会等委員に占める女性の割合 42.0% (令和6年9月1日現在) *1
- 東京都の審議会等委員総数に占める女性比率 47.2% (令和6年4月1日現在) *2
- 東京都の市区町村の審議会等の女性比率(該当市区町村数) 下表参照 (令和6年4月1日現在) *2

20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上 45%未満	45%以上 50%未満	50%以上 55%未満	公表なし・ データなし
7	6	19	21	6	1	1	0	1

No.2 関連

- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職の女性の割合 15.7% (令和6年7月現在) *3
- 東京都の課長相当職以上の女性比率 15.8% (令和6年4月1日現在) *2
- 世田谷区の管理職(部長級及び課長級)の女性比率 21.9% (令和6年4月1日現在)
- 東京都の市区町村の課長相当職以上の女性比率(該当市区町村数) (令和6年4月1日現在) *2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
6	0	9	14	16	12	4	1

*1 内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(令和6年9月)

*2 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和6年度)」

*3 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(令和7年1月)

【数値目標に対する評価と課題】

1 区の審議会等の女性割合は、プラン策定時比 4.6ポイント上昇、前年度比では1.0ポイント上昇した。

⇒令和 8 年度目標をプラン策定時 35%から後期計画において 40%へと引き上げた。プラン策定時の目標は達成したが、新たに掲げた 40%を達成するには相当数の女性委員の登用が必要となるため、庁内各課の理解を求めながら取り組む必要がある。女性委員が 0 人の審議会等は令和 7 年度 3 件あり、令和 6 年度 4 件から 1 件減少した。

2 庁内の管理・監督的立場の女性の占める割合は、プラン策定時比5.3ポイント、前年度比 0.6ポイント上昇した。

⇒令和 7 年 4 月に、特定事業主行動計画の改定を行い、計画目標として世田谷区役所における管理・監督的立場の女性職員の割合を 40%以上とする現在の目標値に加え、管理職に占める女性職員の割合を 30%以上から 33%に引き上げた。区職員全体における女性の割合は 52.7%占めていることから、女性の管理監督職育成に向けて今後も取り組みを進める必要がある。

3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合は、プラン策定時比13.7ポイント、前年度比 1.6 ポイント上昇した。

⇒区民の意識は着実に向上しており、令和 5 年度調査において目標値は達成したが、今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画を推進する事業を展開していく必要がある。

A 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数は、前回調査比15件上昇した。

⇒計画を策定した事業者の約 6 割は、女性活躍推進に効果があったとの調査結果もあることから、区内事業者に対し計画策定の働きかけを積極的にしていく必要がある。

【基本目標における課題と令和 6 年度の主な実施内容】

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消（事業 No. 3, 5）

男女共同参画センターらぶらす（以下、「らぶらす」という）による総合的な展開

中学・高校生や教職員向けの学校出前講座を通じて教育分野での啓発を図った。また、情報誌「らぶらす」等の刊行物における普及啓発をはじめ、らぶらすで実施する情報提供、講座、相談などの様々な事業において、男性の視点を取り入れ実施するなど、固定的な性別役割分担意識解消の内容を盛り込んだ。

課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進（事業 No. 18）

先進事業者表彰を通じての普及啓発

仕事と家庭生活との両立支援や女性の活躍推進などに積極的に取り組む事業者を表彰する「男女共同参画先進事業者表彰」を実施し、2 事業者を表彰した。表彰事業者の好事例を掲載したパンフレットを作成し、広く公共施設等に配布・配架した。受賞事業者からは、表彰を通じて会社の評判の向上や会社 PR につながったとの声をいただいた。パンフレット配布を通じ区内事業者の女性活躍推進に向けた環境整備の啓発を図った。

課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援（事業 No. 24, 25, 28, 30, 31）

ライフステージに応じた女性の就労支援等の実施

らぶらすが実施するライフステージ等に応じた女性の就労支援について 50 代以降の女性、子育てを機に離職した女性を対象とした講座を実施し、女性の就労支援に寄与した。連続講座として実施することで、受講の効果を高めることができ、講座終了後には個別相談を実施することで、講座と相談を連携させ、参加者の継続的な支援をおこなった。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、継続的な周知・啓発が必要となる。幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けることが重要で、教育分野とも連携しながら、らぶらすの学校出前講座等を活用し、働きかけていく。
- ・先進事業者表彰では、2 事業者を先進事業者として表彰し、受賞事業所からも会社 PR に繋がった等高評価をいただき、また好事例として受賞事業者のパンフレットを広く周知することで区内事業者に啓発を行うことがで

きた。引き続き、らぷらすの講座等でも当課で作成したパンフレットなどを活用し、区内事業者に働きかけを行っていく。

- ・就職やキャリアチェンジにかかる情報が得られるよう女性の就労支援リーフレット（Find Your Reiwa Model）について、引き続き、掲載情報やビジュアルを随時見直し、有効性の高いリーフレットに更新していく。また、引き続き、（公財）世田谷区産業振興公社と連携し、支援の充実を図る。

【参考：令和5年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・【数値目標3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合】

目標を達成しているが、ここにとどまることなく施策を推進していくことが重要である。

- ・【課題1 固定的な性別役割分担意識の解消】

固定的な性別役割分担意識を解消するためには、令和5年度に実施したような学校出前講座を通じた幼少期からの啓発も重要である一方で、事業者に対しても、女性の活躍推進のための意識啓発や女性管理職の育成に向けた取組み事例の共有を出前講座により実施するなど、男女共同参画や女性のキャリア形成について、組織として考える契機となるような働きかけをより積極的に行うことが重要と考える。

- ・【課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援】

就労支援だけでなく、100年ライフにおけるキャリア開発支援について、地域ぐるみで積極的に取り組んでいく必要があるのではないか。特にミドルシニア世代については、より多様なニーズが存在している。世田谷区では、R60-SETAGAYA-など、ミドルシニアに特化した事業も行われている。区内事業者と連携しながら、新しいキャリアを地域で育めるような土壌づくりも併せて実施することが望ましい。

（令和6年6月25日 男女共同参画推進部会）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた社会をめざします。

後期計画では、新たに、テレワーク等多様な働き方の支援や、法改正で義務化された職場におけるハラスメントの防止の強化にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成26年度 24.1%	令和5年度 27.3%	令和6年度 23.8%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成28年度 8.6%	令和6年度 4月1日現在 19.2% (副会長含む:30.8%)	令和7年度 4月1日現在 17.2% (副会長含む:29.8%)	20%

出典 No.4 プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

No.5 プラン策定時と直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.6 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
B	両親学級・ふれパパママ講座 における男性の参加人数・ 参加率*1	平成28年度 平日796人 (26.3%) 休日1,470人 (49.8%)	令和5年度 平日393人 (47.9%) 休日1,340人 (49.0%)	令和6年度 平日389人 (47.9%) 休日1,430人 (48.5%)	平日1,070人 (45.0%) 休日2,000人 (50.0%)
C	ワーク・ライフ・バランスに 「既に十分に組み込んでいる」 と考えている事業所の 割合	平成27年度 6.6%	—	令和2年度 14.8%	20.0%

出典 B プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

C プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

*1 令和5年度より「両親学級」と「ふれパパママ講座」の名称を統一して「両親学級」として実施。

(参考数値)

No.6 関連

- 全国の自治会長の女性比率 7.3% (令和6年7月1日現在) *1
- 東京都の自治会長の女性比率 14.0% (令和6年7月1日現在) *1
- 東京都の特別区・市町村の自治会長の女性比率(該当区市町村数) (令和6年4月1日現在) *2

	0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	公表なし・ データなし
特別区	0	2	7	9	4	0	1
市町村	7	1	3	4	6	8	10
合計	7	3	10	13	10	8	11

*1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和6年度)」

*2 内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」(令和6年度)

【数値目標に対する評価と課題】

4 ポジティブ・アクションの認知度は、プラン策定時比 4.6 ポイント低下した。

⇒「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が、令和4年4月1日に拡大したことも踏まえ、事業者への情報提供や支援を継続する。また、今年度実施する「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」(5年に1度)の結果も踏まえ、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく。

5 『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した区民の割合は、プラン策定時比では0.3ポイント、前回調査比3.5ポイント低下した。

⇒数値の低下は見られるが、「仕事を優先している」割合は年々低下している一方、「地域・個人生活」や、複数項目を重複して選択する回答の増など、価値観が多様化する傾向も見られる。今後も引き続き、男女共同参画センターらぶらすの事業やイベント等での啓発を通じ、周知・啓発を図っていく。

6 町会・自治会長における女性の割合は、プラン策定時比8.6ポイント上昇、前年度比2.0ポイント低下した。

⇒地域における女性リーダーの役割はまちづくりや防災の観点からも強く求められている。今後も地域における女性リーダーの参画・育成に努めていく。

B 両親学級・ぶれパママ講座における男性の参加人数は、平日は前年度並みであったが、休日は増加しており、合計数として増加した。平日の男性参加率は、前年度に引き続き令和8年度目標を達成した。

⇒男性の参加率は、数値目標を達成したものの、少子化の影響等により、参加者数はプラン策定時の実績を下回っている。今後も受講しやすい環境づくりとして、オンラインによる実施を継続していく。

C ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に取り組んでいる」と考えている事業所の割合は、プラン策定時比 8.2 ポイント上昇した。

⇒ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいるという事業所の割合は増加しており、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の高まりがうかがえる。今後は、男女共同参画センターらぶらすが実施する出前講座を事業所向けに実施し、さらなる理解促進を図る。

【基本目標における課題と令和6年度の主な実施内容】

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 (事業No. 42, 43, 44, 47)

イベントにおける呼び掛け、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れたイベントの周知

らぶらすでは、区内イベントに出展し、アンケートの実施やパネル展示、ノベルティの配布により、ワーク・ライフ・バランスについて考える働きかけを行った。また、新たにワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを集約し、ホームページで周知を行った。

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実 (事業No. 49, 94, 95, 96, 97, 98)

多様な保育の充実による両立支援や父親・男性向け講座等の実施

理由を問わず就学前の子どもを預けることができるほっとステイ事業、延長保育や休日保育等の多様な保育の充実など、きめ細かな子ども関連施策や保健医療福祉サービスの充実が図られ、これらの取組みが両立支援に寄与している。また、男性も参加できる両親学級、父子で参加できる料理講座や介護者向けの家族会等を充実させることにより、性別に関わらず家事・育児、介護等に参加できる環境整備を進めた。

課題6 防災・地域活動等への参画促進 (事業No. 99, 100, 101, 113, 104)

防災・災害分野の計画等における男女共同参画の視点

らぶらすの講座において、女性の視点で考える防災講座「在宅避難に必要な最低限の備え」を実施した。本講座では、男女共同参画の視点も踏まえ、自助の視点から在宅避難について講座を行うことで、疑問や不安を減らし、ジェンダーに根差した防災意識を高めることができた。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・ 広く区民が参加するイベント等への出展では、多くの来場者が PR コーナーに立ち寄りパネルや配布物を見入るといった状況が見られた。引き続き、様々な機会を捉えワーク・ライフ・バランスの真の意義や自ら希望する生活の実現に関する啓発を行う。

- ・事業者向けの取組みとして、らぷらすの出前講座も含め、中小事業所が抱える課題やニーズを捉えながら、事業所における男女共同参画の推進や多様性の理解の必要性を促すとともに、環境整備に向けた支援事業や制度の情報提供や周知・啓発を図る。
- ・らぷらすが実施する区民企画協働事業における提案には、地域団体より、すべての人が性別にかかわらず自分らしく生き生きと暮らすことができる社会の実現に向けて、多種多様な事業企画案が提案されており、男女がともに家事、育児、介護を前向きに取り組めるような企画が数多く提案されている。また、令和6年度の男性を対象とした「男性の生きづらさ講座」への参加者数の増加も踏まえ、今後、更なる充実を図る。
- ・防災・災害分野においては、らぷらすとせたがや女性防災コーディネーターとの連携による防災研修の実施等により、男女共同参画の視点の一層の地域展開を図る。

【参考：令和5年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

・【数値目標4 区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度】

「ポジティブ・アクションの認知度」が向上しない理由の精査が重要である。区内企業に関連する項目であるため、区内企業・実態調査の結果にとらわれるだけでなく、必要な分析・ヒアリングを実施するべき。

・【数値目標6 町会・自治会長における女性の割合】

町会・自治会長の数値は女性の割合が上がっているが、これは継続して取組みを進めるべき。特に女性の防災士の取得についても取組みを促進してほしい。

・【副次的な数値目標B 両親学級・ぷれパパママ講座における男性の参加人数・参加率】

両親学級の参加人数について、令和5年度は合計1,733名であり、プラン策定時の実績である2,266名と比べて533名減少している。オンラインによる実施で受講しやすい環境となっている一方で受講者が減少している原因について調査し、対応策を講じることが望まれる。

・【課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発】【課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実】

多様性の時代に、すべての人が性別にかかわらず自分らしく生き生きと暮らし、働ける社会とするためには、多種多様なロールモデルに出会うことが必要である。既存の支援や啓発の仕組みだと、会社員は会社員、女性は女性というように、同じライフステージ、似たような境遇の人からロールモデルを見出さざるを得ないことが多い。男性のロールモデルが女性であってもいいし、年下のロールモデルがいてもいい。複数のロールモデルから様々な学びを得ることも必要だろう。人口が多く、多様な人が暮らす世田谷のよさをいかし、もっと自由な発想で既存の枠を超え、自分らしく生き生きと人生を歩んでいる人たちが互いのロールモデルになれるような取り組みを増やしていくべきだ。

・【課題6 防災・地域活動等への参画促進】

防災の視点において、女性側の意見が十分に反映されていないことが社会的な問題として浮き彫りになっているが、実態としては、防災会議の出席者の半数以上が男性であった。少なくとも半数以上の女性委員の登用を目指し、積極的に登用機会を増やす努力をすべきである。同時に、女性が扱いやすい消防器具の設置など物理的な配慮や工夫も進めていくべきである。また、性的マイノリティの視点も包摂した災害対策を進める必要がある。

・【後期計画で新たに取り組むテレワーク等多様な働き方の支援について】

コロナ以降、在宅勤務やテレワークが広がり、家庭と仕事の両立がしやすくなった一方、狭い住宅環境の中で、夫婦そろって在宅勤務をすることが難しいといった声や、在宅勤務をする夫に配慮して、乳幼児期の子どもとともに日中家から出ないといけないといった声も聞く。ワークとライフが重なる部分が増えた結果、すみ分けが難しくなっている要素もある。地域の中にシェアのワークスペースを増やしていくことも、ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な支援ではないか。らぷらすの情報・交流コーナーではオンラインミーティングができることを知り、とても助かった。既存の施設の中でできることを増やしていき、地域の事業者や店舗と協力をして環境を整備していくことが必要である。

(令和6年6月25日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であり、男女平等の実現の妨げとなっています。

後期計画では、DVの防止や被害者支援について、関係機関や民間団体との連携・協働による支援を充実させ、また新たに、国の性犯罪・性暴力対策の強化の方針に沿った性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実にも取り組むことで、あらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	令和4年度 29.5%	令和6年度 42.4%	60%
8	「DVが、100%加害者に 責任があり、許せないもの である」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	令和4年度 67.9%	令和6年度 65.5%	80%
9	デートDV防止の 出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	令和5年度 中学校：4校 高等学校：2校	令和6年度 中学校：0校 高等学校：0校	中学校：10校 高等学校：10校

出典 No.7 プラン策定時と直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.8 プラン策定時と直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.9 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
D	区職員へのDV防止研修の 実施回数・参加人数	平成28年度 実施回数：1回 参加人数：51人	令和5年度 実施回数：1回 参加人数：51人	令和6年度 実施回数：1回 参加人数：29人	実施回数：2回 参加人数：80人
E	パワーハラスメント防止 対策義務化の認知度	—	—	令和2年度 57.9%	90.0%

出典 D プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

E 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

(参考数値)

No.7 関連

●内閣府調査におけるDV防止法の認知度 21.3%

※「男女間における暴力に関する調査」で「法律があることも、その内容も知っている」と回答した人の割合
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和6年3月)(3年に1度実施)

【数値目標に対する評価と課題】

7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は、プラン策定時比 8.1 ポイント、令和 4 年度比 12.9 ポイント上昇した。

⇒認知度は向上しているものの、目標数値には達していないため、「女性に対する暴力をなくす運動」等の啓発期間を通じて周知・啓発を行っていく。

8 「DVが 100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合は、プラン策定時比 14.5 ポイント上昇し、令和 4 年度比 2.4 ポイント低下した。

⇒暴力は理由のいかんに拠らず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。

9 デートDV防止をテーマとした出前講座は、令和5年度が全体で6校だったのに対し、令和6年度は0校と低下した。

⇒令和 6 年度は中学校 3 校からの依頼があり実施したが、いずれも性の多様性や性的マイノリティ理解に関する出前講座の依頼が多く、0 校となってしまった。今後はデートDV防止をテーマとした講座の実施について、周知を強化していく。

D DV防止研修の参加者数は、令和5年度が51名だったのに対し、令和6年度は29名となった。

⇒令和 5 年度は 51 名だったことから、同規模の職員に受講してもらうことが望ましい。今年度も社会情勢に合わせたテーマを設定し、職員の知識や理解を深めていく。

E パワーハラスメント防止対策義務化の認知度は、直近調査時点(令和2年度)において57.9%となっている。

⇒令和 5 年度に厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」では、勤務先等でパワハラやセクハラを受けた経験は令和 2 年度の同調査と比較し減少したが、その後の労働者の行動として、「何もしなかった」の割合は依然として高い。また、勤務先の対応としても「特に何もしなかった」の割合が最も高くなっている。区においても今年度実施する「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」(5 年に 1 度)の結果を踏まえ、より一層、事業者へ周知・啓発を強化するとともに、会社内被害に遭った従業員が相談できる相談先の周知を行っていく。

【基本目標における課題と令和 6 年度の主な実施内容】

課題 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 (事業 No. 126, 130, 132, 137, 138)

DV被害者等からの相談及び相談窓口の周知

各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課で受けた「女性相談」は令和 5 年度に 1,281 件だったのに対し、1,425 件と増加傾向にある。また、1 つの事案が複雑化していることも多く、関係機関との連絡調整件数等も増加している。潜在的な相談ニーズもあると考えられるため、引き続き、11 月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」及び「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を通じ、相談窓口を庁内外に周知することで、相談につながりやすくする。

課題 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 (事業 No. 160, 161)

犯罪被害者等相談窓口における支援

「世田谷区犯罪被害者等支援条例」の策定とともに、性犯罪被害を受けた方への支援について検討を行った。

課題 9 暴力を容認しない意識づくり (事業 No. 165, 167)

教育委員会と連携した意識啓発

デートDV防止啓発物を区内中学校 2 年生に配布するとともに、らぶらすが実施する出前講座を通じて、意識啓発を図った。また、区立小中学校の校長会、副校長会において管理職に注意喚起を行うとともに、体罰防止を含めた服務事故防止についてのミニ研修会を実施することで学校全体に暴力防止への意識づくりを推進することができた。引き続き、啓発物を配布し、出前講座の実施回数や内容も検討しながら、教育委員会との連携をより一層強化していく。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・児童虐待を含む複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、DV防止法改正や困難女性支援法の施行を踏まえ、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、支援対象者に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていく。また、男性や性的マイノリティのDV支援対象者について、安心して相談ができる環境の整備検討をしていく。
- ・世田谷区では、「地域で暮らし続ける」という選択をした支援対象者が比較的多いという特徴が見られ、DV支援対象者とその子どもへの精神的なサポート、生活を維持するためのソーシャルワーク、相手方対応に関しては警察との連携、法的な対応、加害者プログラムの利用などの包括的な支援が今後も重要となる。また、民間資源も活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV支援対象者を地域で支える体制を整備していく。
- ・ハラスメント、性暴力やDV等を防止するため、区民や事業者へその内容や相談先を周知・啓発するとともに、警察と連携しながら地域全体で暴力やDVを許容しない意識を醸成していく。
- ・性犯罪被害を受けた方の支援として、相談員が医療機関へ同行することや受診により生じた医療費の助成等を実施していくが、より負担が少なく円滑な支援となるよう地区医師会と調整を行っていく。

【参考：令和5年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・【数値目標 7 DV防止法の認知度（「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合）】
DV防止法の認知度について、「法律名も内容も知っている」となると、設問のハードルが高い。次期計画では数値目標の見直しも視野に検討が必要ではないか。各目標数値が高いのは理想だが、その裏にどのような計画や方法が必要か、どのようなリスクがあるのか分析が必要である。
- ・【課題 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実】
性的マイノリティ者や女性に対する施策について、効果的な取組みを進め、具体的な実績を重ねる必要がある。
- ・【課題 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実】
子どもの性暴力被害のひとつで、教育者や指導者が子どもとの信頼関係を利用して加害行為におよぶ「(チャイルド) グルーミング」について、子どもが被害と気がつくまでに時間を要し被害が深刻になる傾向がある。被害を防止するためには、子どもだけでなく学校や親など周囲の大人にも広く周知し、早期に発見することが大切ではないか。
- ・【課題 9 暴力を容認しない意識づくり】
スポーツ指導では、幅広い年齢において、指導する側・される側どちらにも「強くなるためには厳しい指導が必要だ」とする考え方が根強く、暴力を容認する傾向にある。暴力による関係を学ぶこと、次世代に継承することを防止するためにも指導と暴力の違いについても正しく周知することが大切ではないか。

(令和6年6月25日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

このような地域社会の形成に向けては、男女だけでなく多様な性の「心」と「からだ」の違いを互いに理解し合い、自己への肯定的な認識を深めながら、他者に対する思いやりをもって生きていくことが前提となります。

また、障害のある女性やひとり親家庭の母親など、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることにも留意が必要です。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、ひとり親家庭の直面する生活上の困難な状況への支援や性的マイノリティの抱える生きづらさへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

後期計画では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の施行を受け、区民や事業者における性的マイノリティへの一層の理解促進、区の施策の充実、多様な形の家族の支援にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和5年度 子宮がん 28.6% 乳がん 25.8%	令和6年度 子宮がん 29.0% 乳がん 25.6% (暫定値)	現状以上(※)
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和5年度 6回	令和6年度 6回	現状以上(※)
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	令和5年度 87.6%	令和6年度 94.7%	90%以上

出典 No.10 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.11 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.12 プラン策定時、直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

※ 「現状以上」とは、「計画策定時の実績以上」のことを言う。

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
F	パートナーシップ 宣誓の認知度	—	①令和5年度 区民：12.0% ②令和2年度 企業：26.5%	①令和6年度 区民：19.0% ②令和7年度 企業：調整中	区民：45.0% 企業：40.0%
G	性的マイノリティへの 人権施策等が必要 だと考えている人の 割合	平成26年度 70.0%	令和元年度 74.6%	令和5年度 64.3%	80.0%

【副次的な数値目標】

出典 F 前回の実績：①区民意識調査(毎年実施)

②区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

直近の実績：①区民：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

②企業：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

G プラン策定時、前回実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.10 関連

	子宮頸がん検診の受診率	乳がん検診の受診率
東京都平均	25.3%	27.0%

東京都福祉保健局HP「がん検診の統計データ」(令和5年度)

【数値目標に対する評価と課題】

10 子宮がん検診、乳がん検診の受診率は、プラン策定時実績を上回っている。

⇒検診による死亡率減少効果は科学的に証明されており、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からも、早期発見、早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

11 養育費相談会の実施回数は6回であり、プラン策定時比 3 回減少、前年度と同数であった。

⇒引き続き、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせ実施していく必要がある。

12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度は、プラン策定時比24.7ポイント、前年度比7.1ポイント上昇した。

⇒リーフレットの作成・配布、区のおしらせやイベント等を通じた啓発に一定の効果があつたと考えられる。今後も継続的に周知・啓発を行う。

F パートナーシップ宣誓の認知度は、令和5年度比1.2ポイント低下した。

⇒パートナーシップ宣誓の名前だけでなく、その内容も知っている割合は低下した。令和7年11月にパートナーシップ宣誓10周年を迎えるため、この機会を捉え、周知・啓発を強化していく。

G 性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合は、令和元年度比 10.3 ポイント低下した。

⇒施策等の必要性については、「必要だと思う」という割合は下落している一方で、「わからない」の割合が令和元年度比5ポイント上昇した。施策等の必要性については、継続的な周知・啓発が必要である。

【基本目標における課題と令和6年度の主な実施内容】

課題10 性差に応じたところと身体の健康支援 (事業 No. 171, 199)

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進

思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に向けた専門部会を2回開催するとともに、出張リプロダクティブヘルス/ライツ講座を区立中学校15校4,036名に対し実施した。また、世田谷区立男女共同参画センターらぷらすにおいても「女性がんの経験のある方のためのからだとココロのケア講座」やリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示等を実施し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する理解促進を図った。

課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり (事業 No. 220)

ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業

ひとり親家庭等の子ども(小学生、中学生)に学習環境を提供し、学習習慣の定着と勉強に対する苦手意識を克服するとともに、学力向上を目指した学習支援事業は、登録者数は107名から112名へ、延べ利用者数は1,412名から1,507名へ増加し、学習機会の確保に寄与することができた。

課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援 (事業 No. 225)

世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の認知度向上

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓については、区内各イベントを通じて周知・啓発を行ったところではあるが、令和6年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」における「パートナーシップ宣誓の認知度」は、10.8%という低い結果に留まり、認知度向上の課題が浮き彫りとなった。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・パートナーシップ宣誓10周年を迎える機会を捉え、10周年記念イベント実施や新たに作成するリーフレットの配布等を通じて、現行の宣誓の取組みである、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」を広く周知するとともに、LGBTQの方々に対する理解促進を図る。
- ・女性の健康支援や経済的負担の観点から、らぷらすに生理用品を無償設置する。

【参考：令和5年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

・【副次的な数値目標 G 性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合】

数値の低下を解消すべく、更なる取組みの推進が必要である。より効果的な啓発を図っていくべき。

・【課題10 性差に応じたところと身体健康支援】

思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に加え、実際に体や性の悩み相談ができる「ユースクリニック」の整備が必要である。地域に日常的に相談できる場所や、いざというときに行く認識を持てる場所を物理的に増やしていくことは助けになる。

・【課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援】

令和7年度は「世田谷区パートナーシップの宣誓制度」10周年となるので、制度の機運を高める取組みを実施すべきである。

・【その他】

- ①「世田谷区地域保健医療福祉総合計画計画」にLGBTQについて明記されたことは素晴らしい取組みである。
- ②同性カップルの住民票の続柄欄に男女の事実婚と同様に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載について、検討を始めたことは評価に値する取組みである。数値に現れない部分に関しても大きく評価できる。

(令和6年6月25日 男女共同参画推進部会)

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実

【令和6年度の取組みと評価】

○より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営

研修室を、中高生等を対象に自習室開放を行った結果、若年層世代の来館が増加し、より多くの方かららぶらすを活用していただくことができた。今後は、自習室等を利用している若年層世代に対し、らぶらすで開催している講座、イベントやニーズに応じた相談事業、居場所事業等の案内を行う他、らぶらすが保有している男女共同参画に関する蔵書（約22,000冊）等を積極的に活用してもらうためのPRを行い、若年層世代におけるジェンダーや多様性への理解促進を図っていく。

○区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進

昨年度から引き続き、「区企画協働事業」を実施し、採択された団体には、事業内容のアドバイス、助成金の交付、広報活動等の支援を行った。過去に「区企画協働事業」として実施した団体が、らぶらすとして実施する事業の講師を務める等、つながりを生み出し、団体へのエンパワーメントが図られていると考える。今後は、区内事業者向けの出前講座、らぶらすサポーター（有償ボランティア）の創出や地域の関連施設との連携を図り、地域から男女共同参画社会の気運向上を図る。

○地域ネットワークの構築

主に性的マイノリティ理解促進やアサーティブについて小中学校10校に出前講座を行ったほか、イベント出展での団体との横の繋がりや、らぶらすの実施事業である起業ミニメッセを通じた女性起業家同士の交流機会の創出、関連分野のネットワーク会議参加など、アウトリーチにより、らぶらすと地域のネットワークの構築を推進した。今後も事業や各種会議体など様々な機会を通じて地域に出向いていくとともに、地域団体や住民と意見交換を行う地域懇談会や地域のステークホルダーとらぶらすの運営について検討する運営協議会や有識者・学識経験者とともに事業の方向性や施設の運営方法等検討するアドバイザリー委員会での意見も踏まえ、地域とのネットワークを形成し、男女共同参画推進にかかる体制を整備していく。また、庁内各課とも連携し、各種事業や会議等にも参加していく。

○広報・普及啓発

東京レインボープライド2024、せたがやふるさと区民まつり、ふれあいマルシェ、子育てメッセ、梅まつり等、関連イベントに出向き、情報提供を行った。引き続き、らぶらす施設紹介リーフレット、ノベルティ等作成するとともに、「男女共同参画」といった捉えにくい概念を、一人ひとりの暮らし、生き方に関わる身近な問題であることを発信し、「自分ごと」として認識してもらうことで、より広くらぶらすの認知度や利用率の向上に努める。

方策2 区職員の男女共同参画推進

【令和6年度の取組みと評価】

○庁内における情報発信等（事業No.1014）

人権・男女共同参画にかかる庁内紙「にじいろ通信」を発行し、定期的な情報発信を行った。

○特定事業主行動計画に基づく女性比率（事業No.1019,1021,1023）

令和7年4月に、特定事業主行動計画における計画目標として、①管理・監督的立場における女性職員の割合を40%以上とする現在の目標値に加え、新たに②管理職に占める女性職員の割合を33%以上とする目標値を追加する改定を行った。令和7年4月現在では、①が39.5%、②が25%となっている。また、育児休業中の昇任選考受験者は32人（前年度39人）と減少したものの、時差勤務取得件数は360件（前年度153件）と増加した。区外郭団体の理事の女性比率は、令和7年4月時点で31.2%（前年度31.2%）と同じ割合となっている。

方策3 推進体制の整備・強化

【令和6年度の取組みと評価】

○男女共同参画・多文化共生推進審議会及び男女共同参画推進部会（事業No.1026）

・令和6年度は審議会を3回、男女共同参画推進部会を3回開催した。審議会や部会から得られた意見は、男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進に向けての意見を聴取するとともに、これに基づき、PDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施していく。

○男女共同参画・多文化共生推進苦情処理委員会（事業 No. 1027）

上記条例に基づき、男女共同参画・多文化共生施策に関する苦情に対し、区長の諮問に応じて審査する機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」を設置している。より利用しやすい制度となるよう、周知方法や「苦情処理」という名称の変更、手続の簡略化等について検討していく。

○第三次男女共同参画プランの策定に向けて(ジェンダー統計の活用とジェンダー主流化を進める体制の検討)

次期、第三次男女共同参画プランの策定に向けては、区民意識・実態調査を令和6年度、区内企業向け意識・実態調査を令和7年度に予定している。これらの調査の実施にあたり、ジェンダー統計に基づき、より明確に現状と課題を把握し、必要な施策を着実に計画へ反映するものとなるよう、その時点での社会情勢の要請に応える内容にしていく。そのため、引き続き、関係所管やらぶらす、男女共同参画・多文化共生推進審議会等とも協議しながら、様々な分野における課題の確認、関連統計の評価・改善方法など、ジェンダー統計の活用の仕組みを検討し、計画的かつ体系的に、あらゆる場面でジェンダー主流化を進める体制を構築していく。

【参考：令和5年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

・【方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化】

- ①らぶらすの研修室を中高生等対象の自習室とした取り組みは、若い世代に男女共同参画センターの取り組みを知ってもらう上で有効である。
- ②らぶらすの区民企画協働事業のような、区民ニーズから生まれる事業の拡大が必要。多様なステークホルダーの参画、所管部署横断、複合型のテーマなど、もう一步踏み込んだ協働、チャレンジングな協創を促すような仕組みづくりに期待したい。
- ③令和8年度までに目指す“らぶらす”の姿を見据えながら年度ごとの取組みを検討するなど、残り3年間で基本目標Ⅰ～Ⅳに掲げた目標を達成するにあたって十分な推進体制であるかを、各方策について定期的に検討・評価いただきたい。

・【方策2 区職員の男女共同参画推進】

区職員に対する情報発信の成果のノウハウを、区内企業における意識啓発事業等に有効に生かすことは重要だ。

・【方策3 推進体制の整備・強化】

苦情処理委員会について、名称変更も含めて、より利用しやすいように改善していくことが望まれる。

(令和6年6月25日 男女共同参画推進部会)

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見

(令和7年6月24日 男女共同参画推進部会)

【基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進】(P5)

数値目標1 区の審議会等の女性の占める割合

- ・ 会議体を構成する母数が少ない場合はやむを得ないが、例えば会議体の規模が大きい場合や委員等に資格が必要ない場合は、アフーマティブアクションの一環として、女性の配置について条件を付すなど検討をしてもよいのではないか。
- ・ 特に区として防災に関わる女性のプレゼンスを上げることが掲げているが、防災会議の女性の割合が17%と少ないことについては、働きかけ等が必要ではないか。
- ・ 他自治体と比較した場合、世田谷区は良い方ではあるが、これで満足せずにより良い世田谷区のあり方を目指して女性比率を上げていただきたい。

数値目標3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合

- ・ 順調に数値は伸びており目標も達成しているが、引き続き施策を推進していくことが必要である。

課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

- ・ 女性の中年期以降の働き方に関し、レジ打ちなどの仕事が自動化等により減少していることなどから、地域における就労の選択肢が減少している。また、家族形態やライフスタイルが変化し、人生100年時代となる中で貧困への不安感が大きく、高齢期における労働ニーズが高まっているが、リスクリングの機会は限られ、地域の受け皿も脆弱である。このため、地域企業と新しい人材の活かし方についての連携や、多様な働き方への支援についての研究、また、こうした課題に対応できるような推進体制を作っていただきたい。

【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】(P8)

数値目標5 仕事と家庭生活をともに優先している人の割合

- ・ 「仕事を優先する」との回答は減少しており、それなりに実績は高まっているようであるが、回答項目に「仕事」と「家庭」だけではなく「地域・個人生活」や、それぞれの項目を重複して「優先したい」という選択肢もあるため、選択肢、指標として違和感がある。このため、もう少し適切な選択肢や、選択肢の修正が難しければ正しく状況が把握できる新たな数値目標を検討する必要があるのではないか。

副次的な数値目標B 両親学級・ぶれパパママ講座における男性の参加人数・参加率

- ・ 男性の参加率は上昇傾向にあるが、参加者数自体が減少しているため、その背景を確認し、少子化以外の理由についてさらなる調査が必要では。ただ、この間コロナも経ており、他のイベント等の事例においても元の状態に戻っていないという状況や、コミュニティのオンラインへの移行といった社会の動きもあるため、目標の新たな仕切り直しも検討してはどうか。

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

- ・ 「多様な保育の充実による両立支援や父親・男性向け講座等の実施」について、常に男女や父親の利用が前提となっており、同性パートナーが想定されているように読めないため、パートナーシップ宣誓者等にとっても制度を使いやすくすることが必要である。この課題に限らず、各項目の中でも同性パートナーやLGBTQについて記載があるということが大事になってくる。

課題6 防災・地域活動等への参画促進

- ・ 昨年度の男女共同参画に関する区民意識調査において、「防災分野で男女共同参画の視点を活かすために区に求めること」に対し「性的マイノリティの視点を取り入れる」という回答が最も低くなっていたが、常に性的マイノリティの視点を入れるということは大事である。

【基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築】(P11)

数値目標9 デートDV防止の出前講座実施校数

- ・ 令和6年度の実施が0校となったことについて、どうしても目標数値に対する実績が明らかに減少したように見える。保健所でリプロダクティブヘルス/ライツの講座が始まった影響も考えられるとのことだが、こうした全体的な施策の実施状況を踏まえた分析・検証が必要ではないか。
- ・ 若年層の結婚したくない、子供を産みたがらないといった意識の変容について、性教育の不足も一因となっているとも考えられる。性に関する教育等について全体の分析や検討が必要ではないか。
- ・ 目標Ⅲの数値目標3つ全てがDVとパワハラ関係になっているが、後期計画で新たに性犯罪・性暴力対策について記載されたので、セクシャル・ハラスメントも含めこれらに関する何らかの数値目標を定める必要があるのでは。

【基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築】(P14)

数値目標12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度

- ・言葉の認知度が上がった一方で、別の質問である「性的指向は本人の趣味・嗜好である」と回答した割合が高く、こうした誤った理解が「人権施策が必要である」と考える人の割合低下につながっている可能性があるため、正しい知識をどう広めていくかが次の課題となってくる。
- ・出前講座について LGBTQ に関する依頼が多かった点は良かった。
- ・「地域保健医療福祉総合計画」に LGBTQ が明記されたのは素晴らしいことであるが、これにより福祉領域において地域医療との連携や支援体制の強化が進んでいるかと言うと、まだ今後の期待値が大きい状況であるため、今後、この取組の促進が求められる。

【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】(P17)

- ・方策については他の目標と異なり数値目標がないため、令和8年度までにどうしていくか、年度ごとの進捗状況や評価、第二次男女共同参画プラン後期計画における総括が分かるものがあるとより分かりやすいのでは。

令和6年度(2024年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書

令和7年8月発行

世田谷区生活文化政策部 人権・男女共同参画課
〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5
電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710
